

# 令和5年度「みやぎ健康月間」実施要綱

## 1 趣旨

本県では、脳血管疾患による標準化死亡比が高いことを受け、その要因となる生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防・改善のため、「減塩！あと3g」「歩こう！あと15分」「めざせ！受動喫煙・むし歯ゼロ」をスマートアクションに掲げ、スマートみやぎ健民会議を核とした取組を推進している。

教育機関、医療保険者、職域(企業等)、関係団体、行政など様々な主体により、子どもから高齢者まで全てのライフステージにおいて健康づくりの取組が広がっているところではあるが、健康づくりの取組を県民運動として発展させるためには、それらの取組をより一層盛り上げ、職域や地域全体での機運を高めていく必要がある。

そこで、「みやぎ健康の日(11月11日)」を含む、11月1日から11月30日までの1か月間を「みやぎ健康月間」とし、全県的に、様々な主体による情報発信やイベント開催等健康づくりの取組を促進することにより、健康づくりに関する県民の機運の向上を図るものである。

## 2 期間

令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)までの1か月間

## 3 推進体制

県は、市町村や関係団体、企業等と連携を図り、全県的な健康づくり運動を展開する。

## 4 具体的な取組

### (1) 広報媒体を活用した健康づくりの普及啓発

ホームページやポスター、SNS等を活用し、健康づくりの普及啓発を行う。

### (2) 健康づくりイベント等の開催

県、市町村、関係団体、企業等、様々な主体において、健康づくりに関する取組を積極的に実施する。

### (3) 健康づくりの取組に対する表彰

健康づくりの取組を積極的に行う企業、団体等を表彰するとともに好事例を県ホームページ等で共有し、広く県民に周知する等取組の浸透を図る。

## 附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。